

令和5年度愛媛地方最低賃金審議会 愛媛県特定最低賃金合同専門部会 議事録

日時

令和5年9月28日(木) 13:30~14:48

場所

松山労働総合庁舎会議室

(松山市六軒屋町3番27号 松山労働総合庁舎3階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、西委員、三好委員、立石委員、寺田委員、熊野委員、上甲委員、
竹箇平委員、竹本委員、渡部委員

使用者代表委員

丹沢委員、出島委員、森川委員、井上委員、河野委員、阿部委員、増田委員、
小池委員、西谷委員、森委員

事務局

岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- 3 各専門部会の公開について
- 4 今後の専門部会の審議における確認事項
- 5 特定最低賃金専門部会の審議日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

議事

賃金室長

各専門部会の委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。
ただ今から愛媛地方最低賃金審議会愛媛県特定最低賃金第1回合同専門部会を開催
させていただきます。

私は、賃金室長の三好と申します。どうぞよろしくお願いたします。

特定最低賃金につきましては、今年は金額改正の審議対象になりました4業種について、それぞれ専門部会が設置されております。例年、第1回目は、合同で開催させていただいております。

また、議事進行につきましては、従来から愛媛地方最低賃金の会長に行っていただいておりますので、事務的な説明の後、森本会長にお願いいたしたいと思っております。

それでは、はじめに、出欠状況の確認と各専門部会の成立状況を御報告申し上げます。

お配りしております資料の1ページ資料 1に専門部会委員の名簿がございますので、御確認いただければと思っております。

愛媛県パルプ、紙製造最低賃金専門部会は、全員御出席です。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、労側の吉川委員と使側の西岡委員が御欠席です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、使側の河端委員が御欠席です。

愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会は、労側の濱田委員が御欠席です。

各専門部会とも、委員の3分の2以上の出席がありますので、最低賃金審議会令第6条第4項において読み替えて準用する令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の各専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これからの議事進行を森本会長にお願いいたしたいと思っております。森本会長、よろしくお願いいたします。

森本会長

森本でございます。各専門部会の委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

これから議事次第に沿って、進行してまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

また、本日は、各専門部会委員が任命され、初めて開催される専門部会となりますので、愛媛労働局労働基準部長から挨拶があります。それではよろしくお願いいたします。

労働基準部長

労働基準部長の岡本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員の皆様には、御多忙の中、またお盆を過ぎてもまだまだ暑い中、本日の専門部会に御出席いただきましてありがとうございます。また、併せまして愛媛県特定最低賃金専門部会の委員の就任につきましても、快くお引き受けをいただきまして、誠にあり

がとうございます。今後の審議に御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

愛媛県の最低賃金でございますが、皆様御承知のとおり、2つございまして、1つは地域別最賃、そしてもう1つは特定最賃ということでございます。

愛媛県の地域別最低賃金につきましては、ちょうど1週間後の10月6日から、1時間897円ということで、発効する予定になっております。愛媛局でもこの会議室にも貼っているポスターやリーフレット、松山市限定ではありますが、銀天街や大街道のストリートビジョン等、様々な方法で周知に努めてまいりますので、ぜひ委員の皆様にも地域別最低賃金の周知に御協力をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

そして、皆様方にこれから御審議いただく特定最低賃金でございますが、最低賃金の改正につきましては、労側の方から5つの業種について改正の必要性の有無について申出があったところでございます。そのうち4業種について「改正の必要性有り」ということで、答申をいただき、それを受けて労働局長の方から改正の審議につきまして諮問させていただいたところでございます。その諮問を受けて、皆様の方には専門部会の方でこれから審議いただくことになっております。

本日は1回目ということで、この後、日程調整等をさせていただきますが、実質2回ぐらいの審議になると思います。例年、本当にタイトなスケジュールの中で、皆様方には大変御苦勞をおかけしますが、特定最低賃金につきましては、労使のイニシアティブによって審議がなされるということと、できれば全会一致ということで結審いただければ大変ありがたいと思っております。是非、これからの審議につきまして、こういったことを踏まえて御審議いただければ幸いと思っております。

これからタイトな審議になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

森本会長

ありがとうございました。

それでは、審議に先立ちまして、「専門部会委員の紹介」と、併せて「専門部会運営規定」、「特定最低賃金審議経過」等について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

本日は、本年度第1回目の特定最低賃金専門部会となりますので、初めに事務局を務めさせていただく愛媛労働局賃金室の職員から自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

賃金室長

それでは、委員の皆様を紹介いたします。資料1ページの本年度の特定最低賃金専門

部会委員名簿を御覧ください。併せて机置きしております配席表の方も見ていただけたらと思います。

名簿の方は、公益、労側、使側の順で、各側委員は50音順に記載させていただいております。なお、各部会は、略称で紹介いたしますので、御了承願います。

まず、初めに公益委員の皆様はそれぞれ専門部会を担当していただいておりますので、公益委員のお名前と担当専門部会を御紹介させていただきます。また、その後に各専門部会ごとの労使委員の皆様を御紹介させていただきたいと思っております。

まず、向かって左側から武井奈保子委員です。パルプ、紙とはん用機械、それと電気機械の専門部会を担当されます。

宮谷しのぶ委員です。電気機械と造船の専門部会を担当されます。

森本明宏委員です。本審の会長を務めてもらっています。パルプ、紙、電気機械の専門部会を担当されます。

井上雄基委員です。はん用機械と造船の専門部会を担当されます。

園田雅江委員です。パルプ、紙とはん用機械、それと造船の専門部会を担当されます。

次に各部会の労側委員の皆様と使側委員の諸君を名簿に沿って紹介させていただきます。

パルプ、紙専門部会ですが、労側委員で白石浩司委員です。本審の委員もされています。西貴志委員です。三好謙一郎委員です。パルプ、紙製造業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の丹沢寛雄委員です。出島良仁委員です。森川隆委員です。

はん用機械専門部会にまいります。労側委員で立石則和委員です。はん用機械の最低賃金改正の申出人になります。寺田淳泰委員です。吉川亮委員ですが、本日は欠席です。使側委員の井上広光委員です。河野正幸委員です。西岡圭委員ですが、本日は欠席です。

電気機械部会にまいります。労側委員で熊野靖和委員です。上甲章史委員です。竹箇平貴隆委員です。本審委員で電気機械製造業最低賃金改正の申出人になります。使側委員の阿部幸弘委員です。河端和行委員ですが、本日は欠席です。増田和俊委員です。

造船専門部会にまいります。労側委員で竹本良賢委員です。本審の委員もされています。濱田英吉委員ですが、本日は欠席です。渡部崇委員です。造船特定最低賃金改正の申出人になります。使側委員の小池久志委員です。本審の委員もされています。西谷亮彦委員です。森克司委員です。

以上、特定最低賃金専門部会委員の諸君を御紹介させていただきました。各委員の諸君には、今後の御審議につきましてどうぞよろしく願いいたします。

次に「専門部会運営規程」と「運営申し合わせ事項」について説明いたします。

地方最低賃金審議会の専門部会は、最低賃金法第25条に基づき設置され、その運営については法令の規定によるほか、最低賃金審議会令第8条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会の会長が定める「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」によるものとされており、

資料3ページの資料 2「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。ここでは、会議の招集、委員の欠席、会議の公開、議事の記録について定めております。時間の都合で詳細な説明は省略させていただきますが、特に御留意願いたい事項について説明いたします。

資料の3ページの運営規程第3条第3項には、「委員は、会議に出席できないときは、部会長に通知しなければならない」となっております。会議の開催案内、出席等の事務手続きは全て事務局で行っておりますので、御連絡等は愛媛労働局賃金室までお願いいたします。

次に資料4ページの運営規定第6条ですが、会議の公開について定めております。会議は原則として公開しております。具体的な公開要領は、資料7ページの資料 3「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」に規定されておりますので、御確認ください。

次に資料9ページの資料 4の「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」を御覧ください。専門部会で御審議いただく上で、効率的な審議、迅速な決定等のため、審議回数、審議時間等について本年7月6日に開催した第1回本審において、合意いただいているものです。専門部会の運営等については、記の1のとおり、(1)で審議回数は、概ね3回、審議時間は原則として午後5時までとなっております。終了時刻につきましては、施設管理上の問題もありますので、円滑な審議運営に御協力をお願いいたします。

次に特定最低賃金の審議経過の説明をいたします。資料13ページの資料 6を御覧ください。「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」にありますとおり、愛媛県で設定されております5業種全てについて改正の申出がありました。これを受けて特定最低賃金の「改正の必要性」の審議が行われてきましたが、その経過は資料11ページの資料 5の「令和5年度の特定最低賃金に係る審議経過」にお示ししています。

7月6日に開催されました第1回本審で、愛媛労働局長から特定最低賃金の改正について諮問を行い、特定最低賃金の改正決定の有無について審議するための小委員会を設置いたしました。

そして7月26日に開催されました第1回小委員会で、小委員会の委員長及び委員長代理を選任し、必要性審議については非公開として、特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議が開始されました。

8月18日に第2回小委員会を開催し、労使各側の参考人から意見をいただき、必要性の有無について審議を行い、申出のあった各種商品小売業以外の4業種については、「改正の必要性有り」、「各種商品小売業」については「改正の必要性無し」との結論に至りました。

8月28日に開催されました第4回本審において、小委員会の結論が報告され、4業種について「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。同本審において、4業

種の金額改正について愛媛労働局長から諮問を行い、各専門部会の設置、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取公示の手続きを経て、本日、第1回目の専門部会を4業種合同で開催しているところです。

資料14ページから16ページに、必要性に関する諮問、答申、そして金額改正に係る諮問文の写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上です。

森本会長

ただ今の事務局からの説明について、何か御質問等があればお願いします。

(質問等なし)

森本会長

それでは議事項番2「各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、「部会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。例年、労使からの意見をいただいた上で、「公益一任」という形を取らせていただいておりますが、いかがいたしましょうか。

(公益一任で了解)

森本会長

それでは、公益委員の中で、部会長及び部会長代理の選出について協議させていただきます。

(公益委員で協議)

森本会長

それでは、公益委員で協議した結果を御報告させていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長は私、森本明宏、部会長代理は園田雅江委員です。

愛媛県はん用機械、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は武井奈保子委員、部会長代理は園田雅江委員です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は宮谷しのぶ委員、部会長代理は武井奈保子委員です。

最後に愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長は井上雄基委員、部会長代理は宮谷しのぶ委員です。

以上のとおりです。御承認いただけますでしょうか。

(一同承認)

森本会長

ありがとうございます。

それでは、事務局はあらためて確認をお願いいたします。

賃金室長

それでは、確認いたします。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長は森本明宏委員、部会長代理は園田雅江委員。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は武井奈保子委員、部会長代理は園田雅江委員。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長は宮谷しのぶ委員、部会長代理は武井奈保子委員。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長は井上雄基委員、部会長代理は宮谷しのぶ委員。

以上のとおり決定いたしました。

森本会長

それでは次に、議事項番3「専門部会の公開について」に入ります。

ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について決めておきたいと思います。会議の公開・非公開につきましては、事務局から説明がありましたとおり、専門部会運営規程第6条、議事録の公開・非公開については専門部会運営規程第7条により、それぞれ各専門部会の部会長が決定することとなっておりますので、各部会長で協議のうえ決定したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(一同異議なし)

森本会長

それでは、部会長で協議いたしますので、しばらくお待ちください。

(各部会長による協議)

森本会長

お待たせしました。部会長で協議した結果を発表します。

これから開催される各専門部会で、各特定最低賃金の具体的な金額審議を行う場合には、「個別事業所の経営データに関する内容」、「特定が可能な範囲の労働者の待遇にかかわる話や労働協約の内容」について触れる場面があることを考慮しますと、公開の場で審議を進めようとする、場合によっては率直な主張がしづらくなり、ひいては充実した審議がしづらくなることが考えられます。

こういったことから、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の、具体的な金額審議を行う局面においては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、具体的な金額審議を行う場合には、非公開とすることとしたいと思います。御了解いただけますでしょうか。

(一同了解)

森本会長

ありがとうございます。

それでは、本日の専門部会は公開としておりますが、次回以降の専門部会は具体的な金額審議の場となりますので、非公開といたします。

それでは、議事項番4「今後の専門部会の審議における確認事項」です。

私から、会長の立場で、専門部会委員の皆様、4点ほどお願いと確認をさせていただきたいと思えます。

1点目に、特定最賃の審議経過に関して申し上げます。先ほど、事務局から説明がありました特定最低賃金の審議経過の中で、「改正の必要性」の有無につきましては、8月28日の本審において「各種商品小売業」を除く4業種については「必要性有り」と答申いたしました。

「必要性有り」と答申することの意味合いですが、特定最低賃金の金額審議において、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ地域別最低賃金の金額より1円以上引き上げることとするのが、法令の趣旨とされているところです。

2点目に、改めて申し上げる必要はないかもしれませんが、特定最低賃金の金額審議につきましては、中央最低賃金審議会全員協議会報告などにより、従前から、関係労使のイニシアティブの発揮により円滑な審議が求められております。さらには、全会一致による議決が得られるよう双方が努力することが望まれておりますので、労使委員の皆様には、労使のイニシアティブにより全会一致による結論が得られますよう、御尽力いただきますことをお願いいたします。

3点目ですが、これも例年、お伝えしていることではございますが、特定最低賃金の金額審議におきましては、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま、特定最賃に影響するものではないということ、従前から愛媛地方最低賃金審議会の中で確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に4点目ですが、本年度もウクライナ情勢や円安による原材料費の高騰などの影響を受け、光熱費をはじめ食料品などの価格が上昇しておりますが、一方では、30年ぶりに高水準となった春闘における賃金引上げという状況もあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着きつつある中、回復基調、好調な業種、産業も存在することも踏まえまして、特に最初の金額審議におきましては、各産業における実態がわかるような具体的な資料がございましたら、これをお示しいただきながら、金額提示をいただきたいと思います。

また、御意見や御主張につきましては、口頭だけだと聞き間違いや記録誤りがあると伝達や公益委員による検討の際に支障をきたすこともありますので、主要な部分だけでも結構ですので、意見や考え方を書面で公益委員と事務局への提出をいただきますと大変助かりますので、御協力をお願いいたします。

以上、4点ほどお伝えしていただきましたが、各委員の皆様から御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。

(発言なし)

森本会長

それでは続きまして、議事項番5「特定最低賃金専門部会の審議日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

労働基準部長

これから日程調整に入らせていただきます。皆様方の机の上にあるA3の日程調整表を御覧いただきながら、お聞き下さい。

(日程調整表の見方を説明した後、日程調整)

労働基準部長

それでは事務局で発表しますので、確認をお願いします。

賃金室長

それでは、日程の確認をさせていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月19日(木)

午後 3 時 00 分から、第 3 回専門部会が、10 月 24 日（火）午後 1 時 00 分からです。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が、10 月 5 日（木）午後 3 時 00 分から、第 3 回専門部会は、10 月 23 日（月）午後 1 時 30 分からです。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が、10 月 5 日（木）午前 9 時 30 分から、第 3 回専門部会は、10 月 24 日（火）午前 9 時 30 分からです。

愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会は、第 2 回専門部会が、10 月 4 日（水）午前 10 時 00 分から、第 3 回専門部会は、10 月 12 日（木）午前 9 時 30 分からです。

以上のとおり決定いたしました。

今説明した日程で、改めて案内をさせていただきます。

ここで、10 月 25 日までに、専門部会を結審する必要の補足説明をいたします。資料 17 ページの資料 7 を御覧ください。そこに公示日別最短効力発生予定一覧表がございます。18 ページの発効のところを見ていただくと、12 月 24 日が赤い文字であります。その答申の欄を見ていただくと、10 月 25 日までに答申をいただく必要がありますので、これを念頭に置いた日程調整をさせていただきました。

10 月 25 日の午前中に本審を開催する予定にしていますので、先ほどの日程調整の結果、12 月 25 日発効の日程調整ができていくことになります。

事務局からは以上です。

森本会長

それでは、議事を進めまして、議事項番 6 「その他」に入りますが、委員の皆様は何かございませんか。

（発言等なし）

森本会長

事務局から何かありましたらお願いします。

賃金室長

本日お配りした残りの資料の説明をさせていただきます。

資料 21 ページの資料 8 を御覧ください。今年の全国の地域別最低賃金一覧表があります。金額順に改定後の金額や今年度の引上げ額、発行予定年月日が記載されています。

愛媛は薄い黄色で色付けしております。中央最低賃金審議会で示された目安を 4 円上

回る 44 円の引上げとなり、10 月 6 日に時間額 897 円に改定されます。

次に資料 23 ページの資料 9 を御覧ください。各都道府県において決定されている特定最低賃金一覧です。今年の 3 月末までに効力が発生したものです。

今年度の最低賃金決定要覧から抜粋したものです。136 ページから掲載されているものと同じものであります。後ほど目を通していただけたらと思います。

愛媛県で決定されている特定最低賃金は 5 業種ありますが、まず 23 ページのパルプ・紙・紙加工品製造業関係のところに、愛媛の金額があります。24 ページのところには、愛媛のはん用機械器具製造業の金額があります。25 ページには、愛媛の電気機械器具製造業の金額があります。船舶製造業は資料 25 ページの輸送用機械器具製造業の中に愛媛の金額があります。最後に資料 26 ページに各種商品小売業の愛媛の金額があります。

各種商品小売業は、10 月 6 日になりましたら、897 円ということになります。

次に 29 ページの資料 10 を御覧ください。令和 5 年賃金改定状況調査結果でございます。前年との賃金上昇率などを調査したものの結果で、中央最低賃金審議会の目安審議などにおいて重要な資料とされております。34 ページからが例年着目されている第 4 表の賃金上昇率になります。34 ページに男女別と 35 ページに一般とパート別が記載されております。

35 ページの第 4 表 を御覧ください。愛媛県は今年度から B ランクになりました。その一般パート計と一般を見てもみますと、B ランクの上昇率は 2.0 で、パートは 1.7 です。その右には昨年の数値があり、一般パート計と一般が 1.4、パートが 1.5 ですが、上昇率は昨年を上回っている状況であります。

次に資料 41 ページを御覧ください。資料 11 であります。厚生労働省が 8 月 4 日に発表した民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況であります。集計対象は資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合のある、いわゆる大手企業の状況であります。

42 ページの第 1 表でございますが、特定最賃と関係のある業種の賃上げ率を見ますと、紙・パルプで 1.73%、機械で 4.33%、電気機器で 4.17%、造船で 5.37%というような状況となっております。

次に 47 ページの資料 12 を御覧ください。愛媛の経済指標ということで、公表されているものを取りまとめたものであります。最新のものを入手し、前年のものと比較しております。

また 49 ページには産業別追補ということで、愛媛県企画統計課が公開しているデータから特定最低賃金に関する業種について、産業別にお示ししております。

これについては、平成 27 年平均を 100 とした基準になっております。

次に 51 ページからですが、本審の委員には配布した資料でございます。財務省松山財務事務所や日銀の松山支店及び愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料を添付しております。

愛媛労働局に関しては、明日、令和 5 年 8 月分の雇用情勢について発表する予定です。

これ以外に机置きしている資料がございます。右上に枠で囲った「第2回特賃」紙パ
や、船舶といった専門部会で配布する予定の資料があります。これについては、第2回
専門部会で説明しますので、参考資料として目を通しておいて下さい。

最後に確認ですが、第5回本審を10月25日(水)午前10時30分から、松山若草合
同庁舎7階共用大会議室で開催予定ですので、本審の委員の皆様は日程の確保をよろし
くお願いいたします。

事務局からは以上です。

森本会長

事務局の説明について、何か御質問があればお願いします。

(質問等なし)

森本会長

それでは特にならなければ以上をもちまして、第1回愛媛県特定最低賃金合同専
門部会を終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でございました。